

「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」 概要説明資料

平成27年2月
知的財産政策室

営業秘密の保護強化に向けた取組

- 昨今の大型の技術漏えい事例を踏まえ、産業競争力の源泉である企業情報（秘密として管理される技術情報や顧客名簿などの「営業秘密」）の保護を強化し、技術流出の防止を図るため、営業秘密の保護・活用に関する小委員会（委員長：後藤 晃 政策研究大学院大学教授）で平成26年9月より4回の審議を経て、本年2月9日に中間とりまとめを行った。
- 具体的な検討事項は、営業秘密の漏えいに対する制度的対応、営業秘密管理に関する指針・マニュアルの整備、発明の特許化や秘匿化を含めた総合的な知的財産戦略の推進をワンストップで支援する体制の整備等。

制度的対応 【制度面での抑止力向上】

○ 刑 事

- 処罰範囲
 - 国外犯
 - 未遂行為
 - 転得者の処罰
 - 営業秘密使用物品の譲渡・輸入等の処罰
- 法定刑の在り方
- 非親告罪化

○ 民 事

- 被害企業の立証負担軽減
- 除斥期間の延長
- 営業秘密使用物品の譲渡・輸出入等の禁止
- 水際措置

※中期的な検討事項

- 国際裁判管轄・準拠法、
- 証拠収集手続の強化・多様化

指針・マニュアルの整備

○「営業秘密管理指針」の改訂

- 不正競争防止法における秘密管理性要件の明確化等のための法解釈に特化したものとして全面的に改訂。
- パブリックコメントを経て、改訂を了承。

○「営業秘密保護マニュアル(仮称)」策定中

- 営業秘密の日常管理(グッドプラクティス)及びベストプラクティスの提示。

ワンストップ支援体制整備

(「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」の新設等)

○産業界全体に対する幅広い

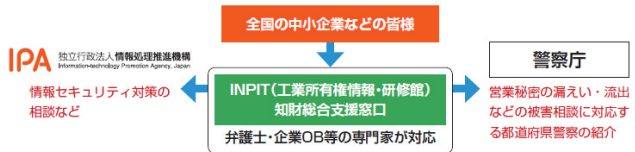
普及・支援活動

- INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)において、普及啓発セミナー(平成27年1～3月に全国9都市で開催)、ホームページ上での情報発信等。

○原本証明の補完によるノウハウ保護の強化

- 営業秘密(技術情報)を保有していたことを証明するために有用かつ簡便なタイムスタンプサービスについて、証拠力確保等の課題を補完する仕組みの創設を検討。

○営業秘密管理を含む総合的な相談体制



平成27年2月2日相談受付開始

営業秘密保護の強化　－産構審における集中的な議論

自民党知的財産調査会（保岡興治会長、三原朝彦事務局長）
「産業活性化小委員会7の提言」（平成26年5月27日）



『日本再興戦略 改訂2014』（抄）（平成26年6月閣議決定）

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 ii) 知的財産・標準化戦略の推進
- ①職務発明制度・営業秘密保護の強化
官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び2014年中の営業秘密管理指針の改訂を目指す。

『知的財産推進計画2014』（抄）（平成26年7月知的財産戦略本部決定）

3. 営業秘密保護の総合的な強化
- 企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進めることが求められる。
- 今後取り組むべき施策
 - ・営業秘密保護法制の見直し
 - ・営業秘密管理指針の改訂
 - ・営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備
 - ・官民の情報共有
 - ・捜査当局との連携
 - ・産業界の営業秘密保護取組レベル向上

営業秘密の保護・活用に関する小委員会委員

～産業界、学者、裁判所代表、法曹等で構成～

<委員長>

後藤 晃 政策研究大学院大学教授

<委員>

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 相澤 英孝 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 |
| 飯田 圭 | 日本弁理士会不正競争防止法委員会・貿易円滑化対策委員会委員 弁護士・弁理士 |
| 石井 夏生利 | 筑波大学図書館メディア系准教授 |
| 伊藤 眞 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 岡村 久道 | 英知法律事務所 弁護士 |
| 久貝 卓 | 日本商工会議所常務理事 |
| 久慈 直登 | 日本知的財産協会専務理事 |
| 齋藤 憲道 | 経営法友会評議員・同志社大学法学部教授 |
| 末吉 亙 | 潮見坂綜合法律事務所 弁護士 |
| 鈴木 千帆 | 東京地方裁判所判事 |
| 高山 佳奈子 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 長澤 健一 | キヤノン株式会社取締役・知的財産法務本部長 |
| 野口 祐子 | グーグル株式会社法務部長 弁護士 |
| 林 いづみ | 永代綜合法律事務所 弁護士 |
| 春田 雄一 | 日本労働組合総連合会経済政策局部長 |
| 三原 秀子 | 帝人株式会社帝人グループ理事・技術本部長補佐（知的財産担当） |
| 宮島 香澄 | 日本テレビ報道局解説委員 |
| 柳生 一史 | 日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会委員 |
| | 味の素株式会社 上席理事 知的財産部長 |
| 横山 久芳 | 学習院大学法学部教授 |
| （オブザーバー） 法務省刑事局、法務省民事局 | |

【開催状況】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 第1回：平成26年9月30日 | 第2回：平成26年10月31日 |
| 第3回：平成26年11月27日 | 第4回：平成27年1月15日 |

中間とりまとめの概要(制度的対応)

法制的整理・検討を早急に行う事項

1. 刑事規定(処罰範囲の整備)

- ・**国外犯**
国外における故意での営業秘密の不正取得等を処罰の対象とする。
(例:日本企業が海外サーバーで保管する企業情報の窃取など)
- ・**未遂行為**
「サイバー攻撃」などによる営業秘密窃取等の未遂行為を刑事罰の対象とする。
- ・**転得者の処罰**
転々流通する営業秘密について、不正に取得されたことを知って取得した者による使用、転売等を刑事罰の対象とする。(現行:実行行為者からの直接の取得者のみ)
- ・**営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の処罰**
営業秘密を侵害して生産された物品であることを知って、それを譲渡・輸出入等する行為を、刑事罰の対象とする。

2. 刑事規定(法定刑等)

- ・個人、法人に対する**罰金刑の引き上げ**
(現行個人1000万円、法人3億円)
- ・**海外重課**について具体的に検討する。
- ・**犯罪収益の没収**(現行:規定なし)
- ・**非親告罪化**(現行:親告罪)

3. 民事規定

- ・**被害企業の立証負担の軽減**
立証が困難である「加害者(被告)の営業秘密の不正使用」について、一定の要件の下、被害者の立証負担を軽減する。
- ・**除斥期間**の延長(10年→20年)
- ・**営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の禁止**
営業秘密を侵害して生産された物品であることを知って、それを譲渡・輸出入等する行為を、損害賠償や差止請求の対象とする。

引き続き検討を行う事項

- ・証拠収集手続の強化・多様化
- ・国際裁判管轄・準拠法
- ・「新法」の必要性

中間とりまとめの概要(営業秘密管理指針の全部改訂(1))

企業における営業秘密管理について、法的に保護されるための最低限の水準を明確化。

これまで

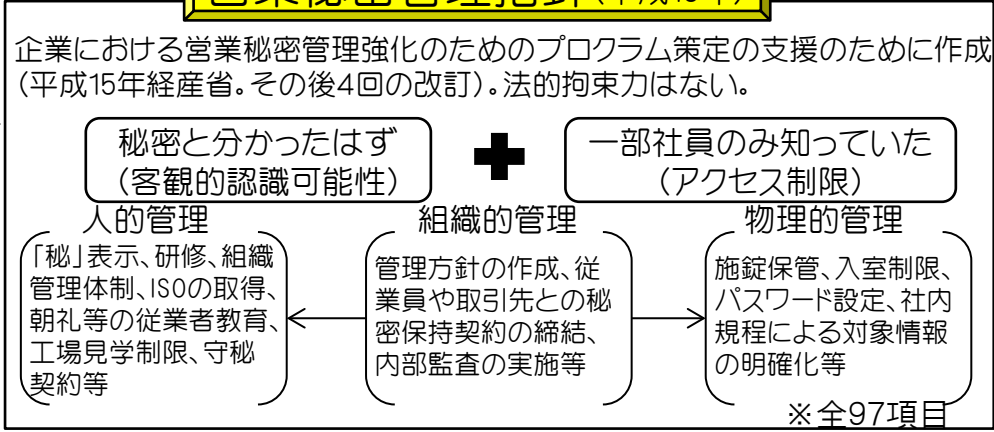
多くの企業にとって、営業秘密管理は未知の領域
(特に、保護要件たる「秘密として管理する」(秘密管理性))

営業秘密管理指針(平成15年)

約100の
裁判例
(地裁、高裁)

秘密管理性等の
個別考慮事項を
分類・整理

裁判/捜査
の参考に?



利用

【産業界】

各社の管理策

- 最低限必要な対策が不明
大企業でも指針記載事項の半分も
実現不能。
- (地裁、高裁) 裁判例に混乱。
「鉄壁」の管理を要求する例も。
(例: ファイルに「社外秘」と記載する
だけでは不十分。営業時間中に当
該ファイルを保管する書棚の常時
施錠が必要)
- イノベーションの機能不全
研究成果の価値の維持→漏えい
の抑止

改訂後

産構審小委員会での議論
(産業界、裁判所、連合、法曹等の20名の有識者)
パブリックコメントには日弁連等21者が意見提出

全部改訂(平成27年1月)

○秘密管理性要件の趣旨
=秘密であることを社員
に明示し、不測の嫌疑を
回避。

・企業が特定の情報を秘
密として管理しているこ
とを社員が容易に認識
できる「認識可能性」が
ポイント。



<具体例>

一状況に応じた合理的手段(アクセス制限等)で達成
一企業の業態、規模等によって異なる
(合理的手段の例)

- 紙媒体: 合理的区分と「秘」表示
- 電子媒体: 記録媒体へのマル秘表示の貼付
- 化体物(金型、デザイン): 営業秘密たる物
をリスト化。
- 媒体外の情報: 転職可能性を阻害しないよう、
原則、可視化。リスト化も有効

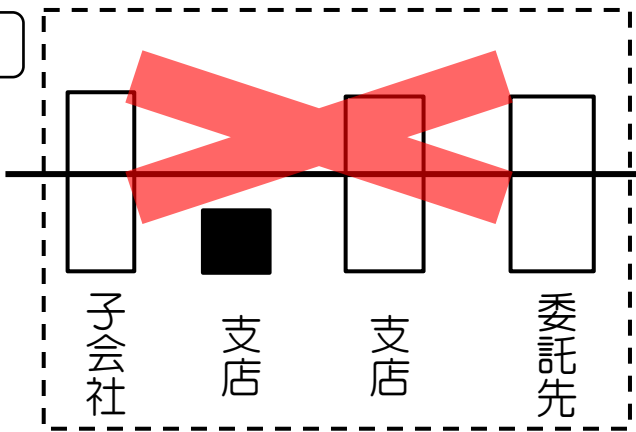
中間とりまとめの概要(営業秘密管理指針の全部改訂(2))

自社の営業秘密が業務委託先や取引先によって不適切に使用される場合の保護範囲を明確化。

関連会社・委託先との営業秘密共有

懸念

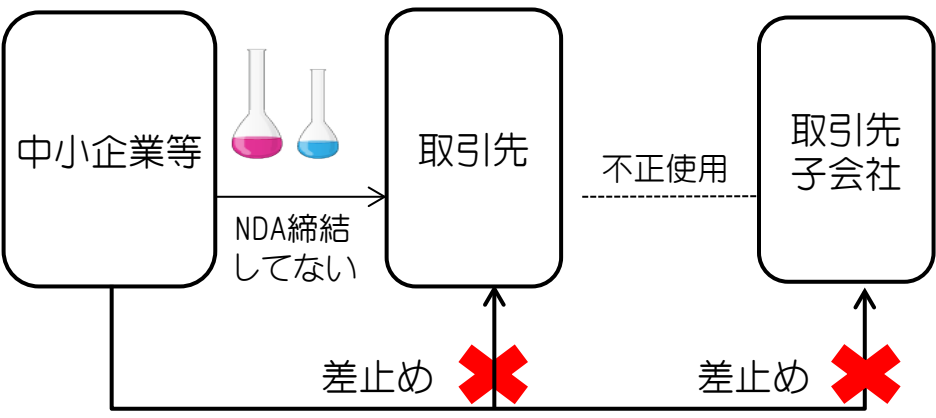
秘密管理性
認定水準



判断基準
= 情報共有先
全体？

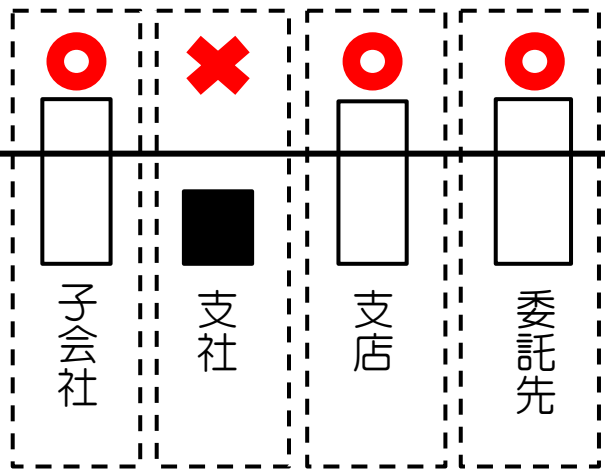
取引先による不正使用

懸念



明確化

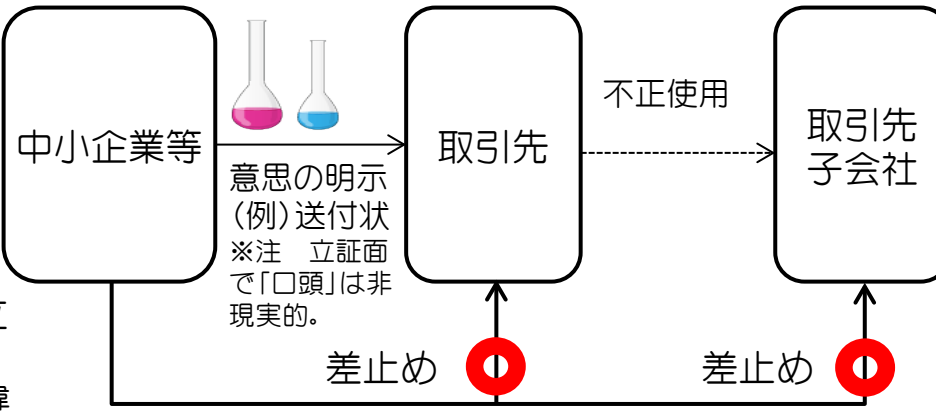
秘密管理性
認定水準



1箇所の共有先(関連会社・委託先等)の管理不徹底によって、情報流出が止められない？

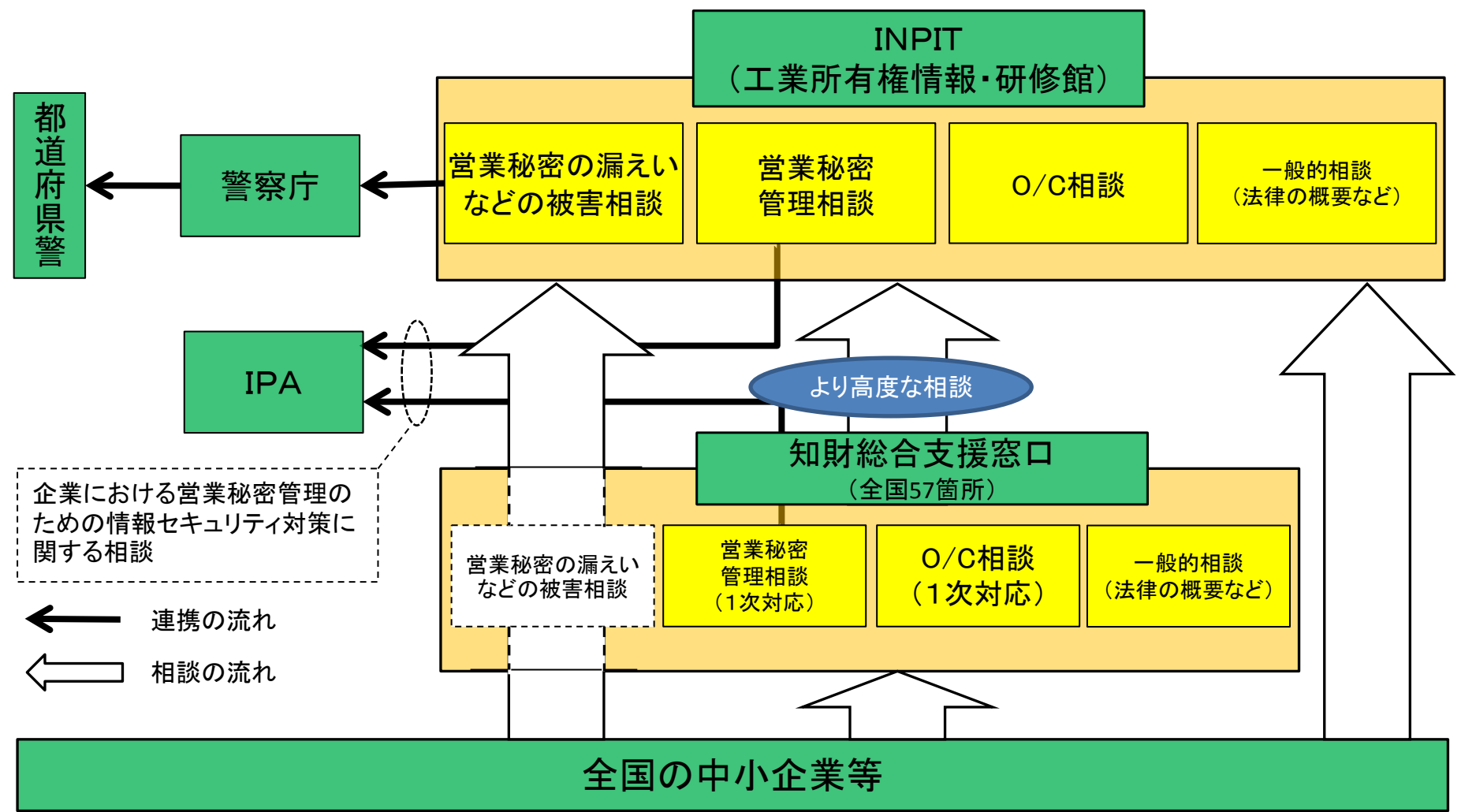
判断基準
= 原則、法人
(法人内部では独立
判断単位毎※)
※情報管理の方法や違
反者に対する処分等につ
いて自律的権限を持つ事
業本部、支店等。

明確化



営業秘密管理に関する中小企業等への支援強化

「オープン・クローズ戦略の推進」「営業秘密の保護強化」のため、中小企業等へのワンストップ支援を実現。



O / C 相 談 : 「特許化」「秘匿化」や、何をオープンにして、何をクローズするかについての相談
営 業 秘 密 管 理 相 談 : 情報セキュリティ等、営業秘密の管理手法・システムに関する相談
※相談の対応は、事案に応じて、企業OB、弁護士、弁理士等の専門家が行う